

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年11月7日（平成30年（行情）諮問第497号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行情）答申第396号）

事件名：「開示請求に対して課長補佐が対応しないこととしていることがわかる文書」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、これを保有していないとし、別紙に掲げる文書6ないし文書11（以下、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月21日付け30文科初第740号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

補正等の文書において使用しているから調査をすべきである。形式不備はなく、文書の特定はできる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は本件対象文書1及び本件対象文書2である。

本件対象文書1については不存在のため、本件対象文書2については請求の形式不備のため不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書を不開示とした理由について

本件対象文書1については、文部科学省特定課において法令上作成が義務付けられているものではなく、また、文書2ないし文書5については、

特定課において「犯罪行為」「触法行為」「加害者」「殺人罪」の定義及び判定手続を行う場合の文書と推測されるところ、特定課において定義及び判定を行っておらず、文書を所有していないことを教示した上で他に想定している文書があれば記載するよう求め、締切りまでに回答がなければ文書不存在による不開示決定となる旨を補正依頼文書にて伝えたところ、締切りまでに回答がなかったものである。

審査請求を受け、念のため課内の執務室、書庫等を探索したが、本件対象文書1の内容に係る文書の存在は確認できなかった。

また、本件対象文書2については、行政文書開示請求書の記載内容では行政文書の特定が困難であったことから、審査請求人に対して補正依頼文書を送付して、どのような文書を想定しているのか回答を依頼し、締切りまでに回答又は意見がない場合は、形式不備による不開示決定となる旨を伝えたところ、締切りまでに回答がなかったものである。

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、本件対象文書1については不存在のため、本件対象文書2については形式不備のために原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月17日 審議
- ④ 平成31年1月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1については、これを保有していないとし、本件対象文書2については、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書1の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書1の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件は、本件対象文書1の開示を求めるものであるところ、行政文書管理簿において、当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索

するとともに、審査請求人が摘示する特定課の執務室及び書庫等について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ なお、本件対象文書1は、文部科学省において、作成が義務付けられているものではない。

(2) 本件対象文書1を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書2に係る原処分 of 妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書2に係る原処分 of 妥当性について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書6について

当該文書の開示請求に係る開示請求書の記載内容では、面談時期が不明であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めたが、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、当該文書の特定ができなかったものである。

イ 文書7について

当該文書の開示請求に係る開示請求書の記載内容では、具体的にどのような行政文書の名が記載されている文書なのか不明であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めたが、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、当該文書の特定ができなかったものである。

ウ 文書8について

当該文書の開示請求に係る開示請求書の記載内容では、何を明示していないのか及び明示していない時期等が不明であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めたが、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、当該文書の特定ができなかったものである。

エ 文書9について

当該文書の開示請求に係る開示請求書に記載されている「各職員の職務状況」の用語の意味が広範かつ曖昧であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めたが、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、当該文書の特定ができなかったものである。

オ 文書10及び文書11について

当該文書の開示請求に係る開示請求書に記載されている「文部科学省職員の行為（刑法に該当するもの）」及び「地方教育公務員の行為（刑法に該当するもの）」部分の意味が不明であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明確であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めたが、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、当該文書の特定ができなかったものである。

- (2) 当審査会において諮問書に添付された審査請求人が開示を求める文書の内容確認を求める依頼（求補正）文書を確認したところ、具体的に対象としている文書等の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めていることが認められる。また、当審査会において本件対象文書2に係る本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄を確認したところ、当該記載内容では、審査請求人の求める文書の内容を確認できないとして補正を行ったことは首肯できる。

そうすると、このような求補正に対し、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなかったとのことであるので、当該文書の特定ができなかったことから不開示決定を行った原処分は妥当であるとする諮問庁の上記(1)の説明は首肯できる。

したがって、本件対象文書2については該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、これを保有していないとし、本件対象文書2につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書1を保有しているとは認められず、本件対象文書2の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 文書1 特定課に対する開示請求 開示請求に対して、課長補佐が対応しないこととしていることがわかる文書
- 文書2 特定課に対する開示請求 「犯罪行為」の定義判定手続きが記載されている文書
- 文書3 特定課に対する開示請求 「触法行為」の具体的内容、定義、判定手続きが記載されている文書
- 文書4 特定課に対する開示請求 「加害者」の定義、判定手続きが記載されている文書
- 文書5 特定課に対する開示請求 「殺人罪」の定義、判定手続きが記載されている文書
- 文書6 特定課に対する開示請求 開示請求者との面談記録
- 文書7 特定課に対する開示請求 行政文書の名が記載されている文書
- 文書8 特定課に対する開示請求 いかなる文書を管理しているのかを開示請求者に明示していないことがわかる文書
- 文書9 特定課に対する開示請求 開示請求日において、各職員の職務状況がわかる文書 H29年度
- 文書10 特定課に対する開示請求 文部科学省職員の行為が記載されている文書（刑法に該当するもの）
- 文書11 特定課に対する開示請求 地方教育公務員の行為が記載されている文書（刑法に該当するもの）